

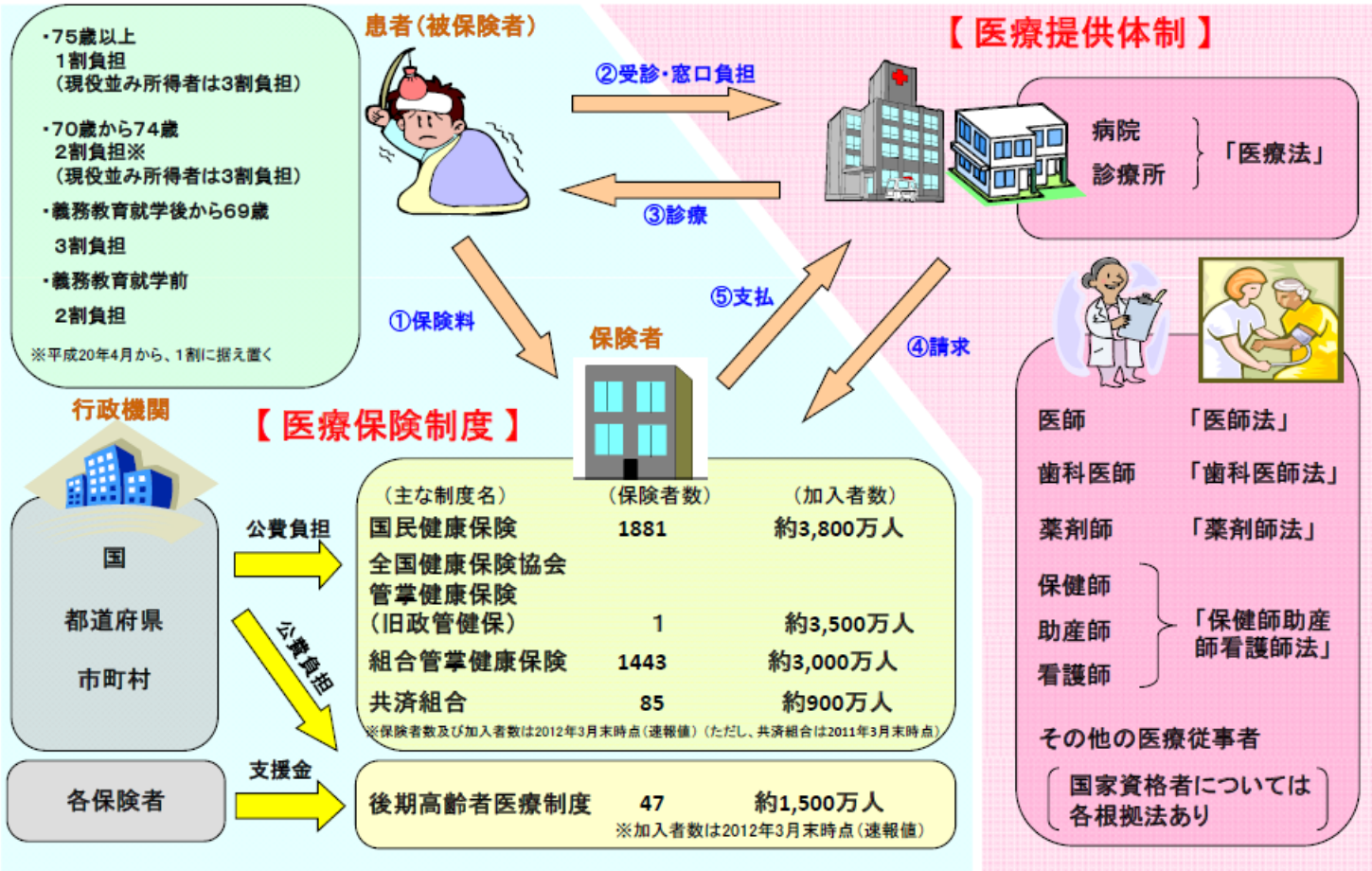
どんなかな、わがまちの国保 説明書

編集

公益社団法人福岡県自治体問題研究所

研究員 宮崎康徳

我が国の医療制度の概要



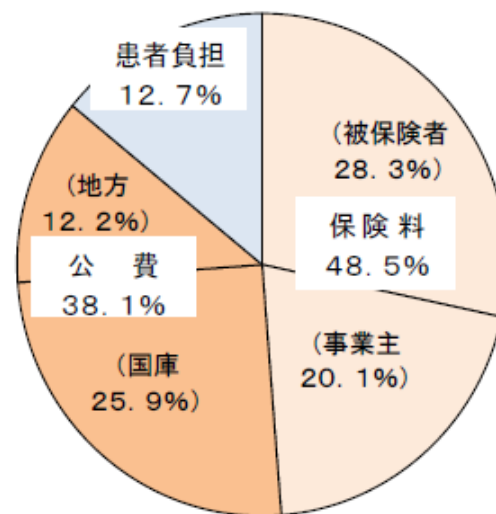
国民皆保険制度の意義

- 我が国は、国民皆保険制度を通じて世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を実現。
- 今後とも現行の社会保険方式による国民皆保険を堅持し、国民の安全・安心な暮らしを保障していくことが必要。
- 患者負担は国民医療費の12.7%と非常に小さくなっている。

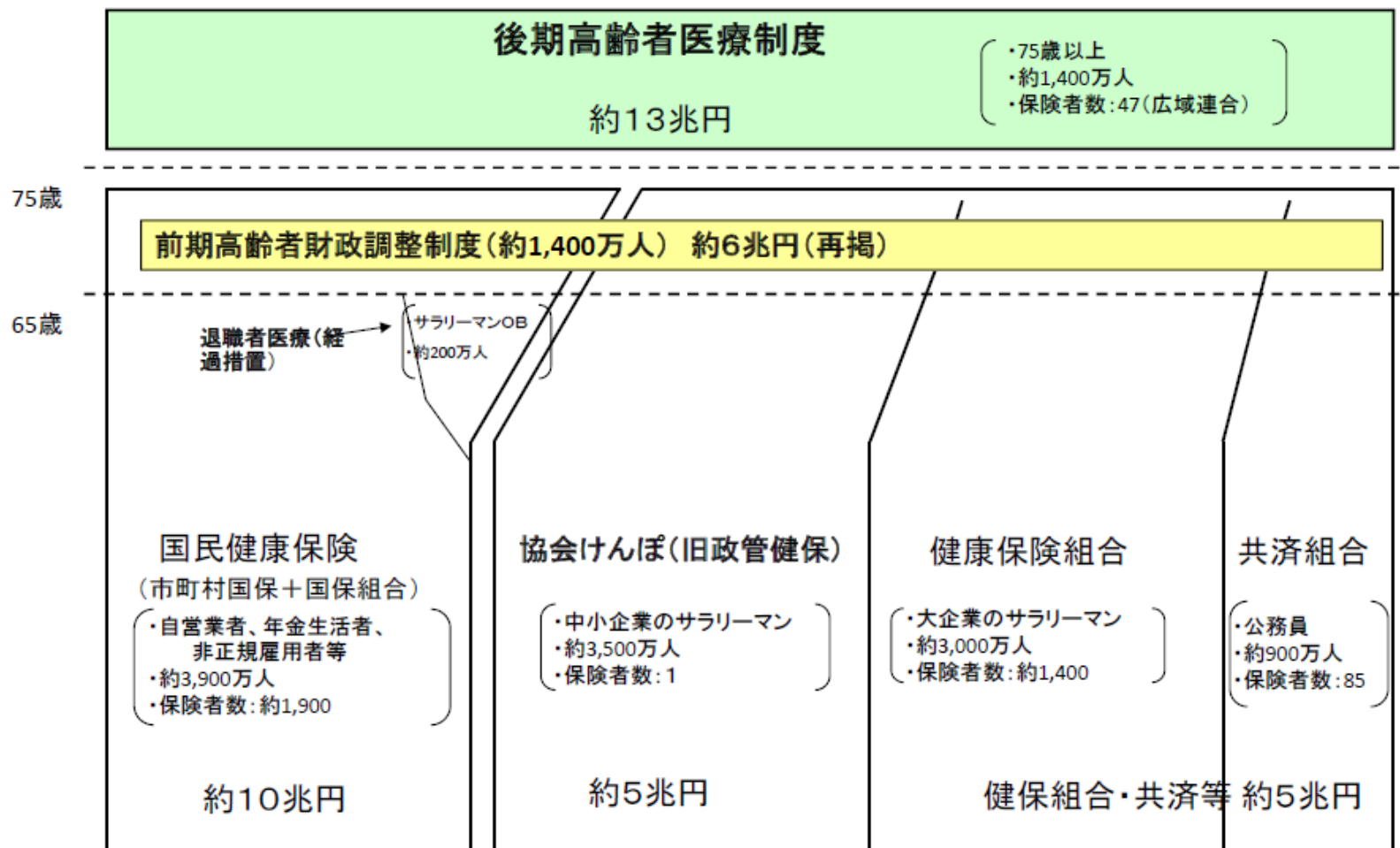
【日本の国民皆保険制度の特徴】

- ① 国民全員を公的医療保険で保障。
- ② 医療機関を自由に選べる。(フリーアクセス)
- ③ 安い医療費で高度な医療。
- ④ 社会保険方式を基本としつつ、皆保険を維持するため、公費を投入。

日本の国民医療費の負担構造(財源別)(平成22年度)



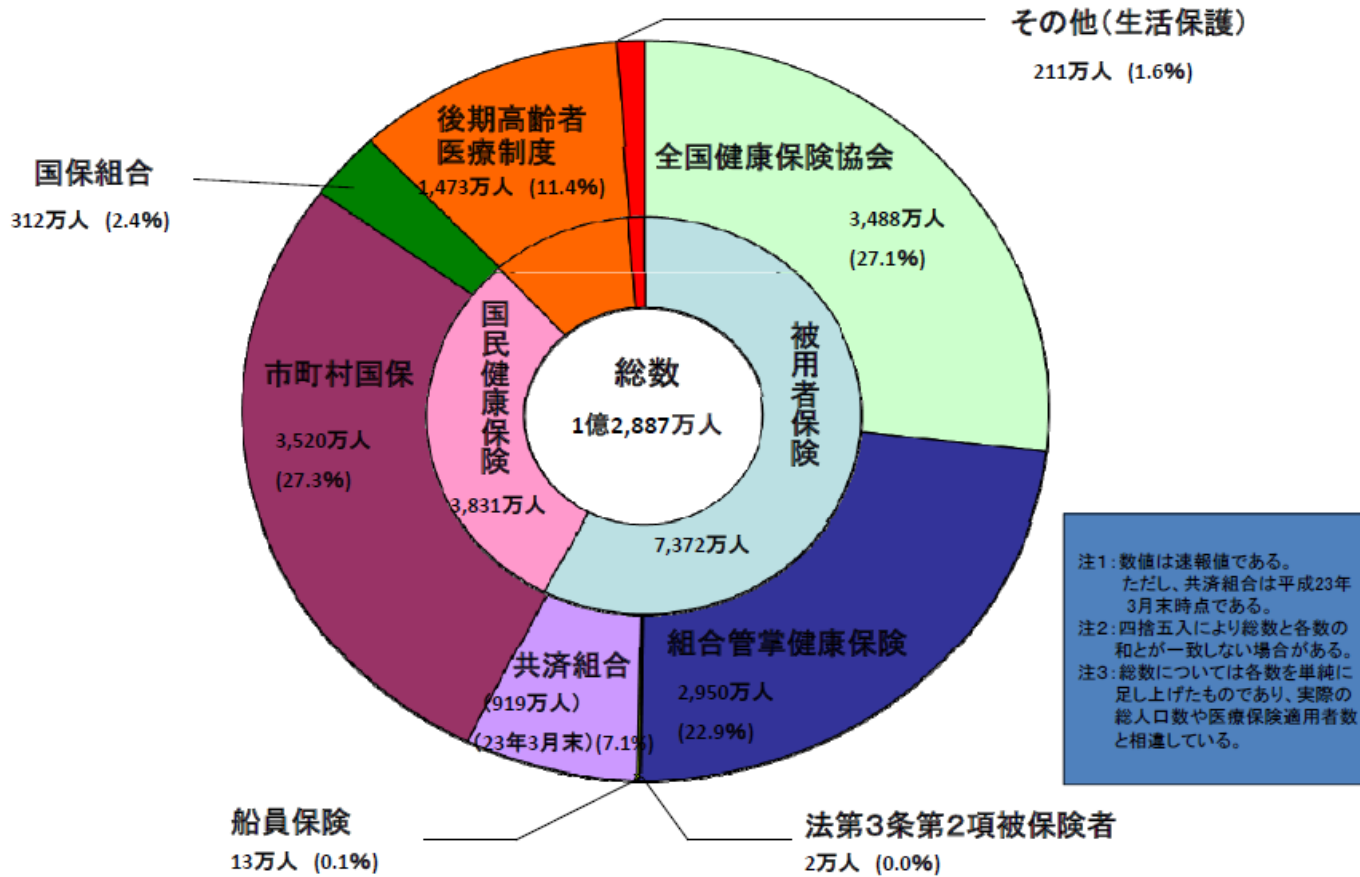
【医療保険制度の体系】



※1 加入者数・保険者数は、平成24年3月末時点(速報値)(ただし、共済組合は2011年3月末時点)

※2 金額は平成24年度予算ベースの給付費

医療保険制度の加入者等(平成24年3月末現在)



制度区分別 日本の国民医療費(平成22年度)^[2]

公費負担医療給付分		26,353億円(7.0%)	
軽減特例措置		1,872億円 (0.5%)	
後期高齢者医療給付分		116,876億円 (31.2%)	
医療保険等給付分 178,950億円 -47.80%	被用者保険 84,348億円 -22.50%	協会けんぽ	41,936億円 (11.2%)
		健保組合	31,906億円 (8.5%)
		船員保険	190億円 (0.1%)
		共済組合など	10,280億円 (2.7%)
	国民健康保険		91,784億円 (24.5%)
	労災など		2,818億円 (0.8%)
患者等負担分		50,151億円 (13.4%)	
総額		37兆4,202億円	

Wikipedia 国民健康保険

市町村国保の概要

- 市町村国保とは、他の医療保険に加入していない住民を被保険者とする、国民皆保険制度の基礎である。(1,717保険者)
- 被保険者数：約3,520万人
 - ・ 昭和30年代は農林水産業者、自営業者が中心 → 現在は非正規労働者や年金生活者等の無職者が7割を占める。
 - ・ 平均年齢：50.0歳
- 保険料：全国平均で、一人当たり年額8.2万円（平成23年度）
 - ・ 実際の保険料は、各市町村が医療費水準等を勘案して定めている。
 - ※ 各都道府県内の全市町村が、財政の安定化や医療費水準・保険料水準の平準化のため、一定額以上の医療費を共同で負担する事業を実施。

財源構成

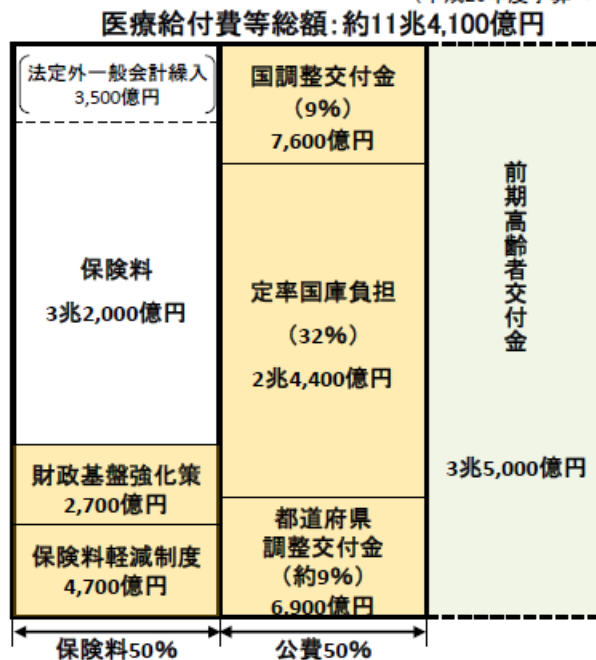
医療給付費 … 総額で約11.4兆円

- **うち、約3.5兆円は、被用者保険からの交付金**
 (65歳～74歳の医療費について、被用者保険も含め、保険者間で財政調整)
- 残りの約8兆円について、
 - ・ **公費50%、保険料50%を原則としつつ、**
 - ・ **更に、低所得者の保険料軽減措置への財政支援等として、**
約7,400億円の公費を追加投入(→ 結果、公費は約60%)

(参考)

- 「調整交付金」
 - ・ 市町村間の財政力の不均衡を調整するためや、災害など地域的な特殊事情を考慮して交付
- 「財政基盤強化策」
 - ・ 高額な医療費(1件80万円超)や、低所得者が多い市町村国保への財政支援等

(平成26年度予算ベース)



市町村国保の収支状況

(億円)

科 目		平成23年度	平成24年度 (速報値)
単年度収入	保険料(税)	30,411	30,634
	国庫支出金	34,353	32,755
	療養給付費交付金	7,174	7,755
	前期高齢者交付金	29,569	32,189
	都道府県支出金	8,956	10,570
	一般会計繰入金(法定分)	4,282	4,230
	一般会計繰入金(法定外)	3,903	3,882
	共同事業交付金	14,767	15,331
	直診勘定繰入金	2	1
	その他	416	414
	合 計	133,832	137,761
単年度支出	総務費	1,891	1,835
	保険給付費	90,820	92,149
	後期高齢者支援金	15,915	17,442
	前期高齢者納付金	47	19
	老人保健拠出金	7	3
	介護納付金	6,887	7,407
	保健事業費	968	1,018
	共同事業拠出金	14,752	15,317
	直診勘定繰出金	47	46
	その他	1,477	1,954
	合 計	132,812	137,188
単年度収支差引額(経常収支)		1,020	573
国庫支出金精算額		▲534	▲94
精算後単年度収支差引額 (A)		487	479
決算補填等のための一般会計繰入金 (B)		3,509	3,534
実質的な単年度収支差 (A) - (B)		▲3,022	▲3,055
前年度繰上充用金(支出)		1,527	1,190

(出所) 国民健康保険事業年報、国民健康保険事業実施状況報告書

(注1) 前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び老人保健拠出金は、当年度概算額と前々年度精算額を加えたもの。

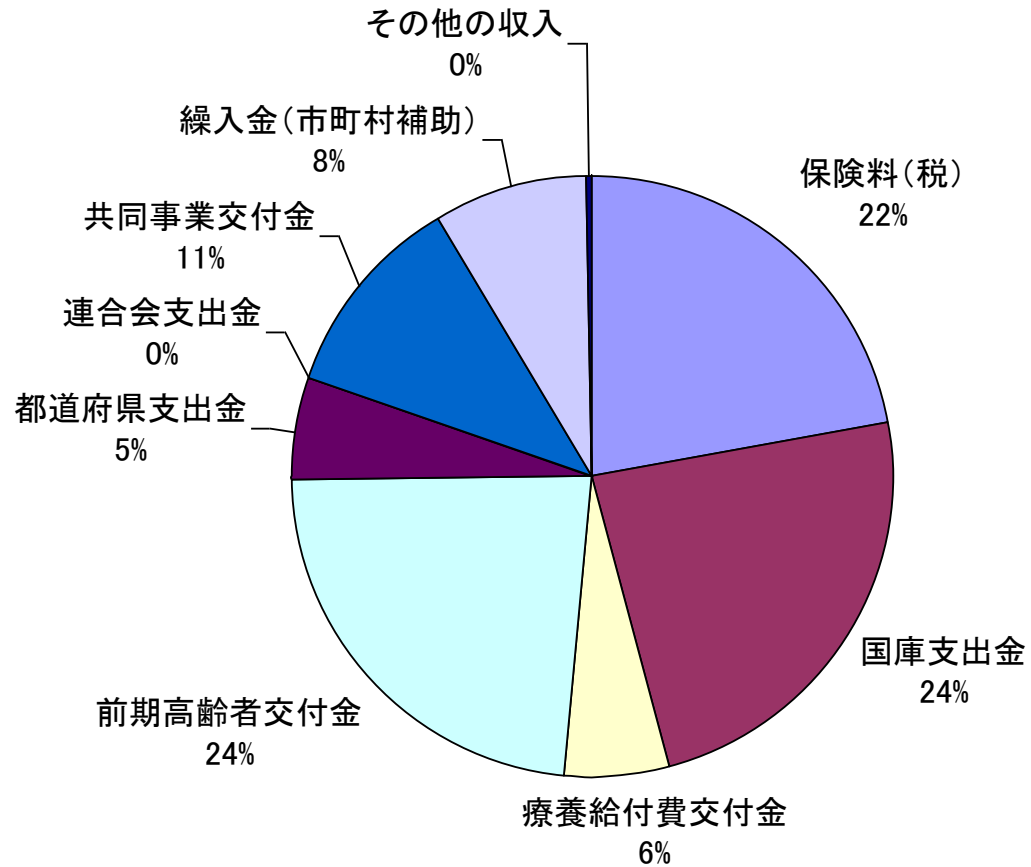
(注2) 「決算補填等のための一般会計繰入金」とは、収入の「一般会計繰入金(法定外)」のうち決算補填等を目的とした額。

(注3) 翌年度に精算される国庫負担等の額を調整。

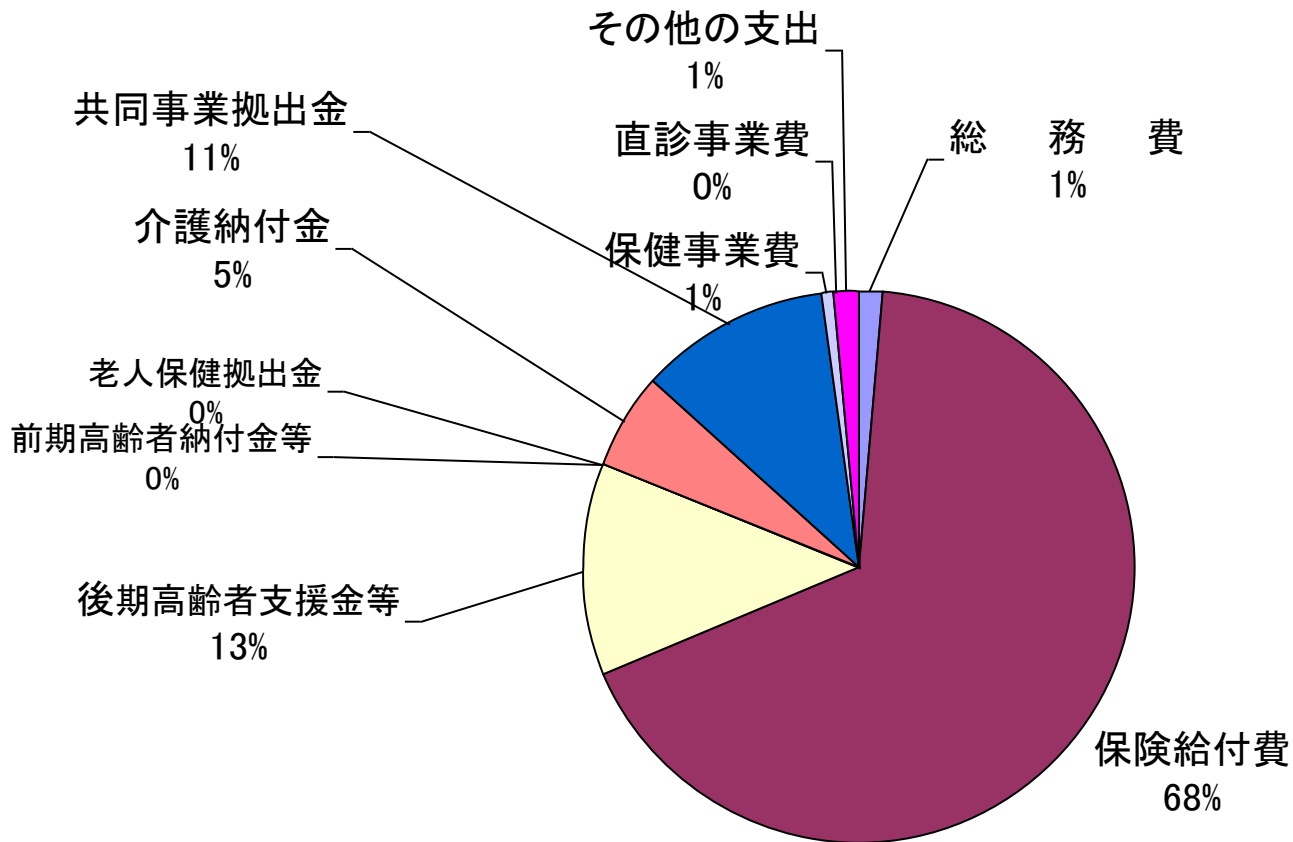
(注4) 決算補填等のための一般会計繰入金(B)は、平成21年度から東京都財政調整交付金分を含めた計算となっている。

(注5) 平成24年度は速報値である。

国保会計(全国集計)単年度収入構成比 2012年度



国保会計(全国集計)単年度支出構成比 2012年度



市町村の国保会計決算書例

福岡市、平成24年度

イ 国民健康保険事業特別会計

区 分	24年度 予算現額 (A)	24年度 決算額 (B)
歳 入	146,021,077	144,045,668
1 国民健康保険料	31,165,097	29,424,775
2 使用料及び手数料	96	70
3 国庫支出金	37,861,527	39,110,550
4 県支出金	7,954,347	8,397,137
5 療養給付費交付金	7,171,900	7,633,095
6 前期高齢者交付金	22,612,700	22,589,780
7 共同事業交付金	19,234,000	18,370,408
8 繰入金	18,012,098	16,538,242
9 諸収入	337,667	309,966
10 繰越金	1,671,645	1,671,645
歳 出	146,021,077	142,376,119
1 総務費	2,100,386	2,017,905
2 保険給付費	94,987,500	93,360,221
3 後期高齢者 支援金等	17,924,080	17,924,079
4 前期高齢者 納付金等	21,600	19,230
5 老人保健拠出金	800	763
6 介護納付金	7,326,100	7,317,629
7 共同事業拠出金	20,232,900	19,093,954
8 保健事業費	922,246	810,265
9 諸支出金	1,872,480	1,832,073
10 繰上充用金	223,000	—
11 予備費	409,985	—
歳入歳出差引額	—	1,669,549

科目説明

住民から徴収された保険料

国保に対して国が支出した金額
都道府県支出金(法定分+独自支出分)
退職被保険者の医療給付費として支払い基金から交付された金額
前期高齢者の医療給付のために支払い基金から交付された金額
高額医療費の給付のために都道府県国保連合会から交付される金額
市町村一般会計繰入金(法定分+その他)
基金繰入(=取り崩し)金を含む
前年度繰越黒字

国保運営実務費
一般被保険者・前期高齢者・退職被保険者に保健医療を給付する費用
後期高齢者基金への支出

介護保険の第2号保険料、40～64歳の被保険者分

保険財政共同安定化事業、高額医療費共同事業への拠出金

基金積立含む
前年度繰越赤字

決算の分析-01

国の年報(自治体が提出)から作成した決算分析表

国保会計収支			福岡県		福岡市		
区分	総額(千円)	1人当り金額(*)	区分	総額(千円)	1人当り金額(*)		
単年度収入	142,374,023	393	単年度支出	142,376,119	393		
収入	保険料	29,424,775	支出	総務費	2,017,905		
	国庫支出金	39,110,550		108	保険給付費	93,354,435	258
	療養給付費等交付金	7,633,095			後期高齢者支援金等	17,924,079	
	前期高齢者交付金	22,589,780			前期高齢者納付金等	19,230	
	県支出金	8,397,137		23	老人保健拠出金	763	
	うち県独自支出金	16,619		(0.)	介護納付金	7,317,629	
	連合会支出金	0			共同事業拠出金	19,093,954	
	共同事業交付金	18,370,408			保健事業費	810,265	
	繰入金	16,538,242		46	直診勘定繰出金	0	
	うち一般会計法定外繰入	4,997,136		(13.8)	その他の支出	1,837,859	
その他の収入	310,035						
			単年度収支差引き	-2,096	-0		
	基金等繰入金	0	0	基金等積立金	0	0	
	繰越金	1,671,645	5	前年度繰上充用金(**)	0	0	
	市町村債	0	0	公債費	0	0	
収入合計	144,045,668		支出合計	142,376,119			
			収支差引き額	1,669,549	5		
			基金等保有額	65,000	0		
			市町村債残高	0			

*被保険者1人当たり金額(千円)
**前年度繰上充用金(前年度赤字)

データ 厚生労働：国民健康保険事業状況年報、2012年度、保険者別データ
総務省 決算カード(市町村)

決算の分析-02

国民健康保険事業特別会計(決算)比較2012年度

保険者番号入力⇒
(番号一覧は右ページ参照)

40002

		年度末世帯・人口	年度平均	
都道府県		住民基本台帳世帯 * 1	713,892	加入世帯率(%)
40	福岡県	加入世帯(世帯)	225,804	31.6
保険者番号等	市町村名	住民基本台帳人口*1	1,459,411	加入人口率(%)
40002	福岡市	被保険者数(人)	362,515	365,049
集計団体数	1	1人当たり所得(千円)*2	573	24.8
		同 保険料調定額(千円)*3	80	
		1人当たり医療費(千円)	307	
		*1 年度末現在	*2 旧ただし書所得	*3 現年度分・介護分除く

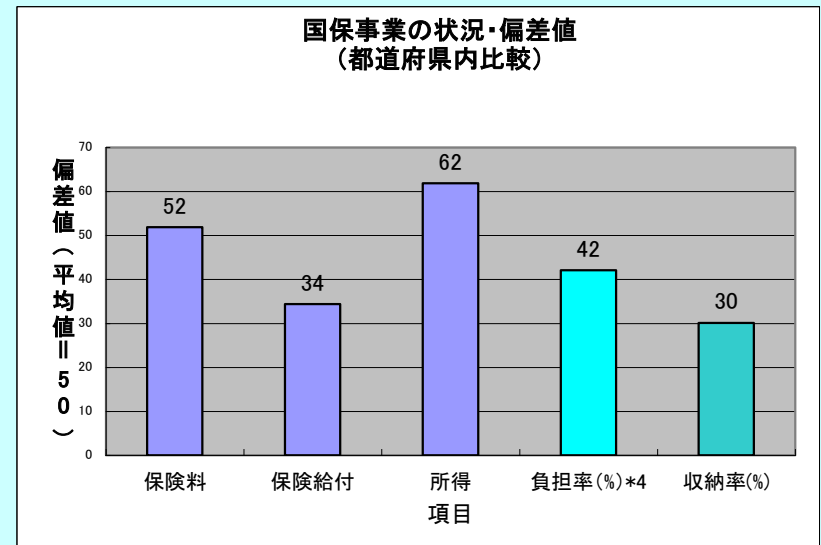
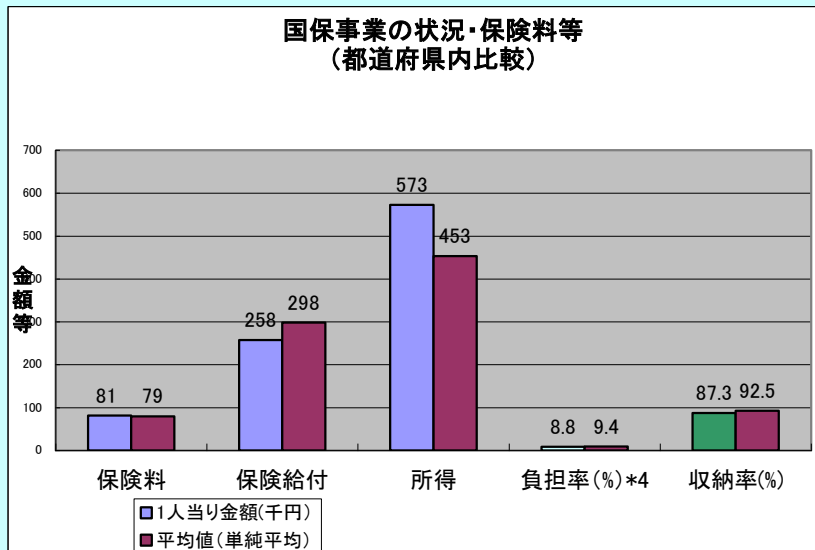
都道府県内市町村との比較

全国市町村との比較

区分	1人当り金額(千円)	福岡県		水準	福岡市		水準	県内水準と異なる場合*
		福岡県 平均値(単純平均)	福岡市 偏差値		全国平均値	福岡市 偏差値		
保険料	81	79	52	高め	86	47	低め	*
保険給付	258	298	34	低い	277	46	低め	*
所得	573	453	62	高い	561	51	高め	*
負担率(%)*4	8.8	9.4	42	低い	9.0	49	低め	*
収納率(%)	87.3	92.5	30	低い	92.8	36	低い	
応能割率(%)	11.4	10.4	55	高い	9.8	58	高い	
応益割額	49	43	50	高め	43	50	高め	

*4 保険料負担率=1人当たり保険料調停額(現年度分・介護分除く) / (1人当たり所得+基礎控除(地方税法、33万円))

決算の分析-03



決算の分析-04

国保会計収支			福岡県		福岡市		
区分	総額(千円)	1人当り金額(*)	区分	総額(千円)	1人当り金額(**)		
単年度収入	142,374,023	393	単年度支出	142,376,119	393		
収入	保険料	29,424,775	支出	総務費	2,017,905		
	国庫支出金	39,110,550		保険給付費	93,354,435	258	
	療養給付費等交付金	7,633,095		後期高齢者支援金等	17,924,079		
	前期高齢者交付金	22,589,780		前期高齢者納付金等	19,230		
	県支出金	8,397,137		老人保健拠出金	763		
	うち県独自支出金	16,619		(0.)	介護納付金	7,317,629	
	連合会支出金	0			共同事業拠出金	19,093,954	
	共同事業交付金	18,370,408			保健事業費	810,265	
	繰入金	16,538,242		46	直診勘定繰入金	0	
	うち一般会計法定外繰入	4,997,136		(13.8)	その他の支出	1,837,859	
その他の収入	310,035						
			単年度収支差引き	-2,096	-0		
基金等繰入金	基金等繰入金	0	0	基金等積立金	0	0	
	繰越金	1,671,645	5	前年度繰上充用金(**)	0	0	
	市町村債	0	0	公債費	0	0	
収入合計	144,045,668		支出合計	142,376,119			
			収支差引き額	1,669,549	5		
			基金等保有額	65,000	0		
			市町村債残高	0			

*被保険者1人当たり金額(千円)

**前年度繰上充用金(前年度赤字)

会計の動き

単年度収支	赤字
基金関係	
前期繰越黒字・赤字	前期繰越金
次期繰越関係	繰越金減少
県独自支出金	あり
一般会計法定外繰入	あり
基金等保有額	あり

国保事業分析とポイント

NO	項 目	国保事業における位置・政策的意味
1	保険加入世帯率・人口率、加入者の高齢化率	国保事業の影響度指標
2	単年度収支差引き	国保運営基本となる収支差、収支均衡が基本
3	その他の収支（前年度黒字・赤字、基金取崩・積増）	調節的収支
4	収支差引き	次年度への繰越収支
5	一人当たり医療費	保険給付額の基礎
6	保険料負担率（保険料調定額÷所得） 参考 保険料収納率（保険料収入/調定保険料総額）＝100%－「滞納率」	加入者の家計負担の指標
7	一般会計繰入（法定外繰入）	保険料負担率抑制への貢献度
8	基金残高	単年度収支変動準備（額の適正さ）

国保事業で大切にしたいこと

(1)保険料(基準)の決定

- 保険料を決めるには、住民の医療費(その一部としての国保医療給付)の水準、保険料負担率(調定保険料/所得)、保険料収納率(100%-いわゆる「滞納率」)、それに加えるに、県支出金(法定外)・市町村の一般会計繰入状況(法定外繰入)をどうするかがポイントとなります。
- 保険料負担率(調定保険料/所得)を抑制できるか
- 国民健康保険は、国民皆保険の基礎部分でありながら、保険料負担率はサラリーマン等が加入する健保などに比べても相当高い(下表「各保険者の比較」参照)ことが問題であり、この抑制が課題になります。
- 医療費の検討(保健事業推進、医療供給の研究、ジェネリック薬品普及等)
- 県・市町村の一般会計からの繰入(法定外繰入)をどれほど計上できるか
- 保険料の賦課基準...応能負担割合を高め、応益負担金額(頭割、世帯割)を低下できるか
- ~社会保障財源としては応能負担原則がふさわしい
- 単年度収支以外の収支の取り扱い
- 基金残高・累積黒字(1人当たり)はそれが生じた年度数で割った金額分で将来の保険料低減財源となる。他方、累積赤字(1人当たり)はそれが生じた年度間で割った金額分で将来の保険料増額要因になる(ただし、保険料負担率の限界がある)。

(2) 医療給付からの排除をなくす姿勢 ~国保資格証、短期保険証の問題

- (福岡県内市町村の資格証・短期保険証交付状況の表参照)
- 住民への対応は相談を基本にし、一方的な強制徴収をしない
- 生活保護による支援~セイフティーネットの確保

各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (平成25年3月末)	1, 7 1 7	1	1, 4 3 1	8 5	4 7
加入者数 (平成25年3月末)	3, 4 6 6 万人 (2, 025万世帯)	3, 5 1 0 万人 被保険者1,987万人 被扶養者1,523万人	2, 9 3 5 万人 被保険者1,554万人 被扶養者1,382万人	9 0 0 万人 被保険者450万人 被扶養者450万人	1, 5 1 7 万人
加入者平均年齢 (平成24年度)	5 0 . 4 歳	3 6 . 4 歳	3 4 . 3 歳	3 3 . 3 歳	8 2 . 0 歳
65～74歳の割合 (平成24年度)	3 2 . 5 %	5 . 0 %	2 . 6 %	1 . 4 %	2 . 6 % (※2)
加入者一人当たり医療費 (平成24年度)	3 1 . 6 万円	1 6 . 1 万円	1 4 . 4 万円	1 4 . 8 万円	9 1 . 9 万円
加入者一人当たり 平均所得(※3) (平成24年度)	8 3 万円 一世帯当たり 1 4 2 万円	1 3 7 万円 一世帯当たり(※4) 2 4 2 万円	2 0 0 万円 一世帯当たり(※4) 3 7 6 万円	2 3 0 万円 一世帯当たり(※4) 4 6 0 万円	8 0 万円
加入者一人当たり 平均保険料 (平成24年度)(※5) 〈事業主負担〉	8 . 3 万円 一世帯当たり 1 4 . 2 万円	1 0 . 5 万円 <20.9万円> 被保険者一人当たり 18.4万円 <36.8万円>	1 0 . 6 万円 <23.4万円> 被保険者一人当たり 19.9万円 <43.9万円>	1 2 . 6 万円 <25.3万円> 被保険者一人当たり 25.3万円 <50.6万円>	6 . 7 万円
保険料負担率(※6)	9 . 9 %	7 . 6 %	5 . 3 %	5 . 5 %	8 . 4 %
公費負担	給付費等の50%	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等への 補助(※8)	なし	給付費等の約50%
公費負担額(※7) (平成26年度予算ベース)	3兆5, 006億円	1兆2, 405億円	274億円		6兆8, 229億円

(※1) 組合健保の加入者一人当たり平均保険料及び保険料負担率については速報値である。

(※2) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合である。

(※3) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離課税所得金額」を加えたものを年度平均加入者数で除したものの。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)

協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。

(※4) 被保険者一人当たりの金額を表す。

(※5) 加入者一人当たり平均保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※6) 保険料負担率は、加入者一人当たり平均保険料を加入者一人当たり平均所得で除した額。

(※7) 介護納付金及び特定健診・特定保健指導、保険料軽減等に対する負担金・補助金は含まれていない。

(※8) 共済組合も補助対象となるが、平成23年度以降実績なし。

保険料はどう決める01

基礎要件

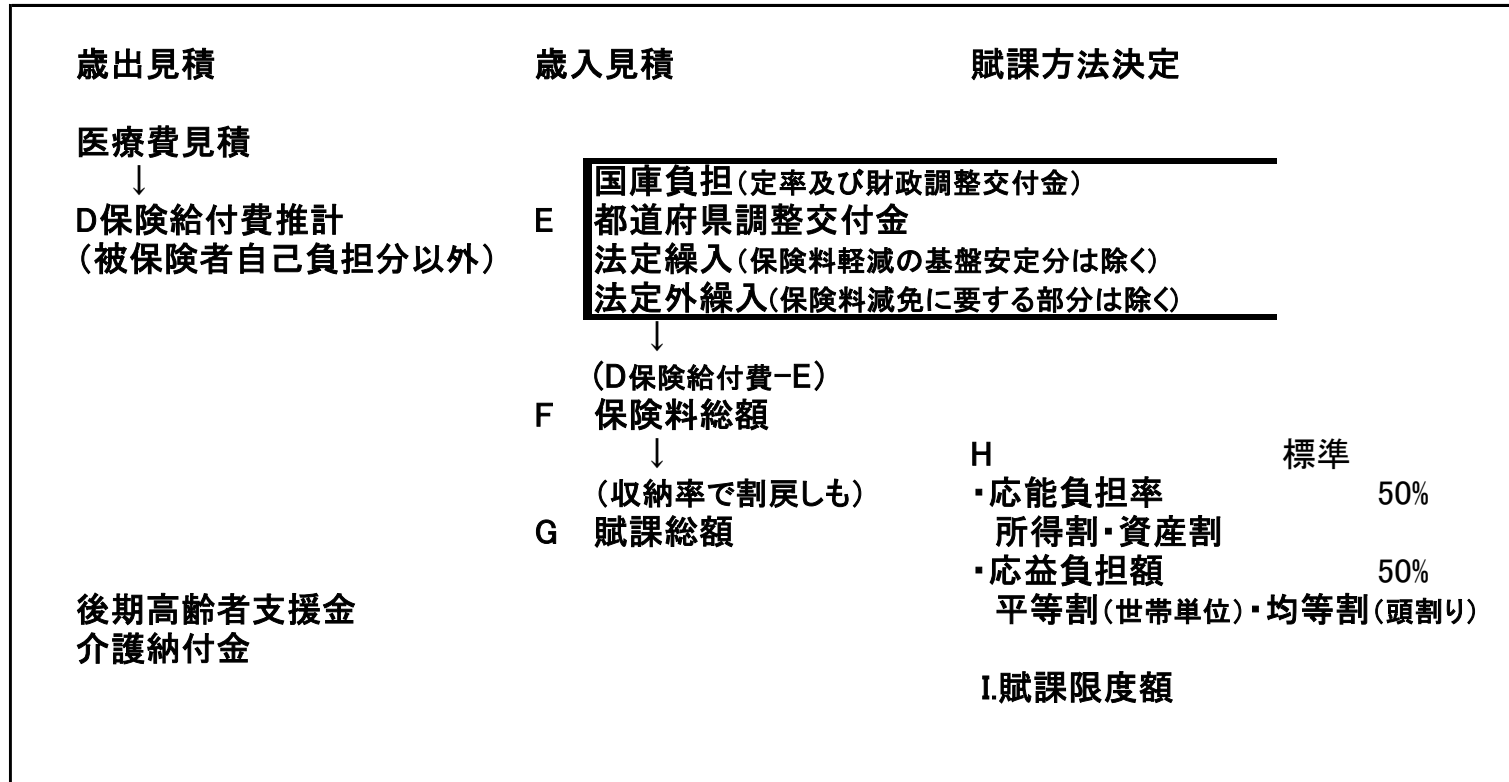
- | | |
|------------|---|
| A.医療費の大きさ | 高齢化率
医療供給(機関数)
健康状態・健診率
交通機関
居住状態 |
| B.住民の所得 | |
| C.自治体の独自支出 | 都道府県の独自支出金
市町村の法定外繰入 |

↑ 住民の健康の政策的位置づけ

長友薫輝他著「長友先生、国保って何ですか」

保険料はどう決める02

保険料(標準)の決定の段階



保険料はどう決める03

賦課段階

保険料徴収

保険給付

保険料決定

法定減免
条例減免

住民各世帯への賦課



J.保険料調定額

⇒保険料負担率

(所得に対する負担率)

徴収保険料実績

⇒収納率

窓口負担減免、支払猶予

医療からの排除

・資格証発行
・短期保険証発行



国民皆保険の破綻

生存権保障

日本国憲法

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

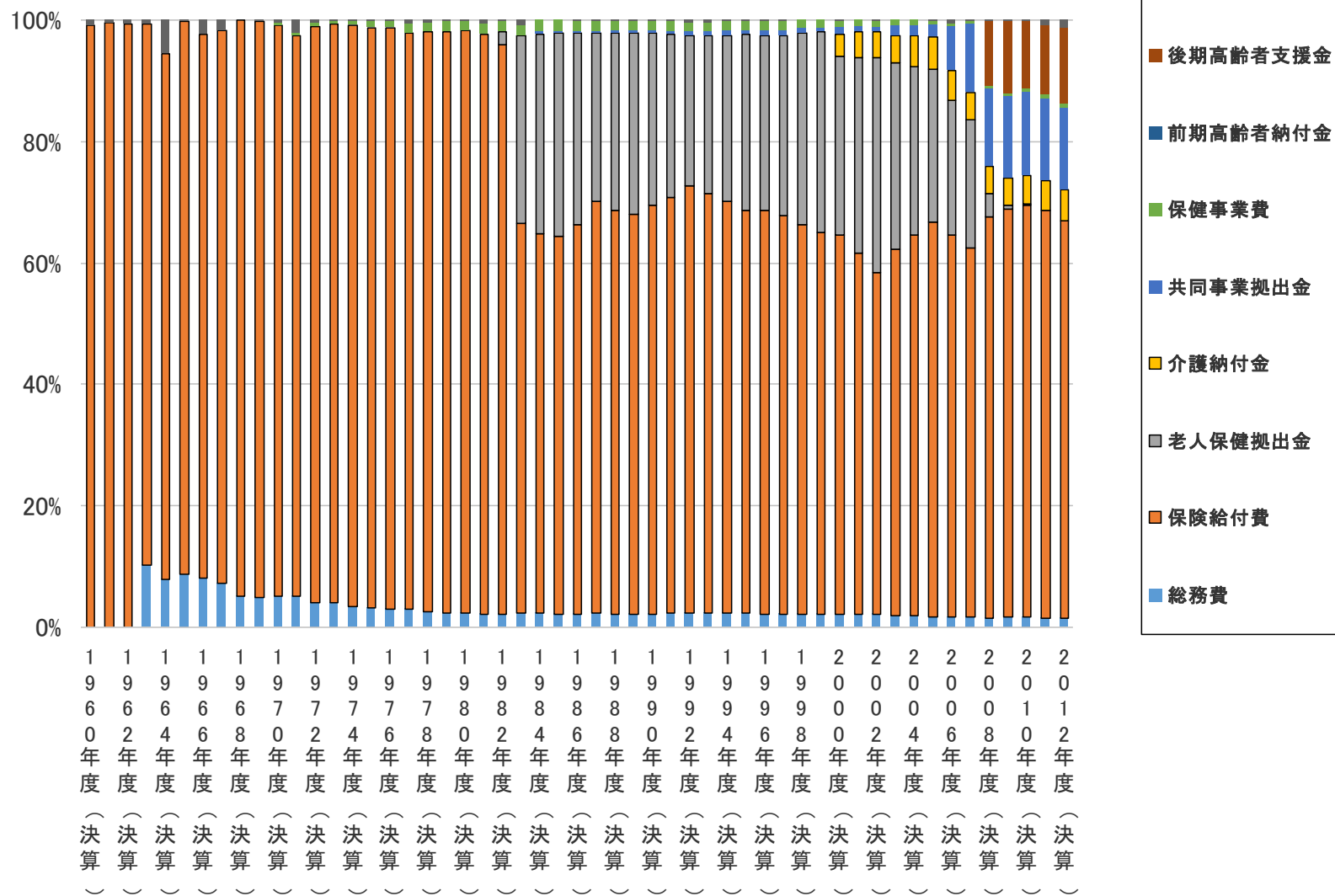
国保の基礎となる原理

- 国保は次の2つの原理で支えられている。国保の問題のいくつかは、保険原理(私的扶助)のみ強調されて、社会原理が薄められていることから起こっている。
 - **社会原理**：個人や相互扶助では対応できないような病気、老齡、失業などの問題に対し当面の社会的対応として考え出された考え方。個人にも保険料負担を求めるが被用者保険などで見られるように、事業主にも負担を求める(事業者負担の義務)。また、国が公費を投入し、運営に責任を持つ(公費負担)、国民に加入を義務づける、などの社会的施策としての対応という性格をもっている。
 - **保険原理**：保険の技術的側面に注目したもので、私的扶助の原理であり、サービスを受けたいならば保険料を納めなさいというもの。民間保険の運営原理である。
- 引用：長友薫輝他著「長友先生、国保って何ですか」

History

- 1937 (旧)国民健康保険法施行
- 1958 新国保法成立
- 1961 **国民皆保険スタート、国庫負担＝「医療費」×20% 窓口負担原則5割**
- 1963 世帯主窓口負担3割
- 1966 国庫負担＝「医療費」×45%(うち調整交付金5%) 全被保険者窓口負担原則3割
- 1973 老人(70歳以上)医療費無料化スタート
- 1983 老人医療費無料化廃止、「老人保険制度」導入 老人の窓口負担有料化(外来400円/月、入院300円/日)
- 1984 **国庫負担＝「給付費」×50%(うち調整交付金10%) 「退職者医療制度」創設**
- 1986 **資格証明書導入**
- 1992 事務費の国庫負担廃止、助産費補助金の定率国庫負担(1/3)⇒定額支出、保険料軽減費負担金の全額国庫負担→1/2へ
- 1993 保険料軽減費負担金廃止
- 1997 資格証明書発行が義務化、老人の窓口負担外来500円/月、月4回まで、薬剤一部負担、入院1000円/日
- 2000 **介護保険スタート、40～60歳国保料に介護分上乘せられ大幅値上げに、老人(70歳以上)の病院での窓口負担1割に**
- 2002 老人(70歳以上)の全医療機関の窓口負担1割、現役並所得者は2割負担に、老人保健制度の対象が75歳以上に
- 2005～06 **国庫負担の一部(給付費×7%)が都道府県移管、保険料軽減公費負担が国庫から都道府県に移管(三位一体改革の一環)**
- 2006 医療改革法成立、70歳以上現役並所得者の窓口負担3割、「保険財政共同安定化事業」創設
- 2008 老人保健法廃止、後期高齢者医療制度スタート
自治体財政健全化法施行 これにより国保会計赤字市町村に国保料大幅値上げや財産調査・差押などによる滞納分徴収強化が広がる
資格証明書世帯の中学生までのこどもへの短期証発行義務化(09年4月から)
- 2010 資格証明書世帯の高校生までのこどもへの短期証発行義務化(10年7月から)
非自発的失業者の保険料軽減
都道府県「広域化支援方針」策定へ
- 2011 地方税法改正 国保料(税)の所得割計算方式を13年度から「旧ただし書き方式」に統一
- 2012 **財政運営の都道府県単位化推進(共同事業の拡大)、都道府県調整交付金の割合引き上げ(7%→9%、国庫負担金は34%→32%へ)**

国保会計支出構成比の推移(福岡市)



FIN